

内規および慣例

【内規】

1 慶弔

- (1) 慶弔費として、年間一人当たり 2,000 円を年会費納付時に特別会費として納入する。
- (2) 慶弔事の事務局からの連絡先は
 - イ 会員本人の場合：全会員へ
 - ロ 配偶者、一親等の親族の場合：役員・理事へ
- (3) 慶弔事の参列については、県外は遠慮させて頂く。なお、県内の場合はクラブ代表が出席することが望ましい。
- (4) 慶弔事の業務は幹事の所管とする。
- (5) 支出基準は次のとおり
 - イ 弔事
 - 会員本人の場合：50,000 円（供花 20,000 円を含む）
 - 配偶者、又は同居の一親等の親族の場合：20,000 円
 - ロ 病気見舞等
 - 会員の病気が 1 ヶ月以上にわたる場合：10,000 円
 - 火災・風水害により会員が著しく被災した場合：20,000 円以内
 - ハ 慶事
 - 会員が叙位、叙勲等の表彰を受けた場合：20,000 円

2 登録料および会費

- (1) IM (Intercity Meeting) の登録料
 - イ 新会員 (3 年以内の未参加者を含む)：自己負担
 - ロ 正副会長・幹事：クラブ負担 (会議費から支出)
 - ハ 出席義務の各委員長：クラブ負担 (委員会予算から支出)
- (2) 地区研修・協議会の登録料
クラブ負担。但し旅費、宿泊料は自己負担
- (3) 地区大会の登録料
登録料はゼロ。
ただし、地区大会分担金はクラブと会員が負担する。
- (4) 市内 RC の会長・幹事会又は、各委員会および地区委員長の会費はクラブ負担

3 帳簿等の保存年限

下記の帳簿、活動記録等は 10 年保存とし、当クラブの事務局で原則としてペーパーレスで保管する。

- (1) 帳簿
会計帳簿、会計監査報告書
- (2) 活動記録等
理事会・各委員会の活動報告、週報、カバナー公式訪問報告書、入会申込書、入退会者名簿
- (3) 地区

4 理事会承認の奉仕プロジェクト

定款第10条第1節(c)(3)のクラブ奉仕プロジェクトは次のとおり。

- o 社会奉仕委員会主催の老人福祉慰問のハーモニカ演奏会
- o 社会奉仕委員会主催の福岡マラソンボランティア
- o 社会奉仕委員会主催の創立50周年記念事業・松苗植樹
- o 会長主催の研修会
- o 親睦委員会主催のたつ美会（担当委員のみ）
- o ローターアクト理事会
- o ローターアクトの社会奉仕活動
- o その他、随時必要に応じ理事会は奉仕プロジェクトを承認することができる。

【慣例】

1 新年度第1例会

- (1) 来訪第1号のロータリアンに記念品を贈呈する。
- (2) 前会長・幹事に記念品を贈呈する。
- (3) 新年度応援の事務局員を紹介する。
- (4) 会長より新年度役員・理事を紹介する。
- (5) 会計から予算の説明を行う。

2 新年度第2例会

常任委員会委員長の挨拶

3 新年度第1回クラブ協議会

クラブ協議会と親睦会を兼ねた形式とする。

- (1) 新メンバーの初顔合わせ
- (2) 新年度活動・運営の細部に関して各出席者の意見開陳
- (3) 前会長・幹事の慰労

4 応援事務局員

年度末例会において、当年度事務局員に記念品を贈る。

5 卓話者への礼状

会長および担当委員長名にて可能な限り礼状を発送する。

6 ホテル内会議

グランドハイアット福岡内に委員会等各種会議室使用の申し込みをする場合は事務局経由で行うこと。

7 誕生祝

- (1) 誕生祝の品物の選定については、次期親睦活動委員長と会長エレクトとの間で打合せをすることが望ましい。
- (2) 誕生祝は毎月第2例会日に実施する。

8 敬老の日の行事

- (1) 毎年敬老の日前後の例会において、次の年令(数え)に達した会員のお祝いをする。
- (2) 77才、80才、88才、90才、それ以上は毎年。
- (3) お祝い金は10,000円とする。

9 新会員の紹介

会長は、新会員が入会した例会の次の例会のときも簡単な紹介を行う。

10 会員の最低年齢

2023.12

クラブ入会者の最低年齢は30才が望ましい。

【慣例】

1.1 次期の副会長及び理事会メンバー（以下「次期の副会長等」とする。）の選任手順

- (1) 会長エレクトは次期の副会長（会長ノミニー）候補者を複数選定する。
・・・「歴代会長による予備的な会合」の日の前日まで
- (2) 会長は、「歴代会長による予備的な会合」を例会後に開き、会長エレクトは、上記の候補者について説明し、歴代会長の意見を聞く。
・・・10月中旬
- (3) 上記の意見を踏まえて、会長エレクトは次期の副会長（会長ノミニー）候補者の承諾を得る。
・・・「指名委員会」の日の前日まで
- (4) 会長は、「指名委員会」を開き、会長エレクトが上記次期の副会長（会長ノミニー）候補者を上程し、指名委員会が候補者を決定する。指名委員会は歴代会長によって構成される。
・・・11月上旬
- (5) 会長エレクト及び副幹事は、次期の理事候補者、および次期の会計候補者を選定する。
・・・11月上旬
- (6) 次期の副会長（会長ノミニー）候補者は、次期の副幹事候補者及び副SAA候補者を選定する。
・・・11月下旬
- (7) 指名委員会、会長エレクト及び次期副会長候補者は、会員全員に対し、文書、メールまたはファクス等適宜の方法によって上記(4)(5)(6)の候補者について賛否を問う。
・・・回答期限12月第2例会日の1週間前までに
- (8) 次期の副会長等は、12月第2例会日の年次総会の承認により、最終決定される。

1.2 次期各委員の選任

- (1) 会長エレクト、次期幹事は、1月末日までに、次期の各委員長を決める。
- (2) 会長エレクト、次期幹事は、2月中旬までに、次期の各委員を選び、2月末日までに次期理事会で決定する。
- (3) 会長エレクトは、上記委員名を3月上旬の例会で発表する。

1.3 ニコニコ箱

ニコニコ箱への寄付等については慣例別紙のとおり

(改正日) 2021年12月17日

(施行日) 2022年1月1日

(改正日) 2023年12月15日

(施工日) 2024年1月1日

【慣例別紙】

ニコニコ箱について

1 趣旨

ロータリーの奉仕は精神的に頭と足を使って世のため、人のために尽くすべきだと言われているが、奉仕によっては物質的裏付けがなく、到底実行は困難な場合も少なくない、ニコニコ箱（スマイルボックス）の有効な利用こそ、奉仕活動の財源として、1923年頃から続いているのである。

この醸金は各自の行為による寄付行動で、決して強制督促するものではないが、SAAや幹事または親睦活動委員等により微笑を以て勧誘することは少しも差し支えないことになっている。これは会員のニコニコ箱への出し惜しみではなく、その寄付により自分の幸福や栄達を宣伝するかのようと思われるのではないかと気にして遠慮される向きも多いと思われるからである。抛出の理由は如何様にでもつくものであるから、自発的に精々協力願いたい。なお、ここに敢えて申し上げるが、誕生日自祝については、当クラブからのお祝もあることなので、是非とも下記基準例を参考に積極的な寄付をお願いする。

2. 寄付額の基準例（参考）

①例会に関するもの	金額(円)
遅刻・早退の場合	1,000
ロータリーバッチの着用忘れ	1,000
ホームクラブ連続欠席	1,000
誕生日自祝	3,000以上
②個人に関するもの	
病気全快	3,000
栄転・昇格、海外旅行無事帰国	3,000
ゴルフ・麻雀・囲碁等好成績	3,000
③家庭に関するもの	
出産、結婚、金銀婚式	3,000
入学・卒業・就職祝	3,000
新築落成	3,000
④勤務先に関するもの	
開業、開店、新築、増築	3,000
創立記念日	3,000
増資、落札	3,000